

「国内商品先物取引 取引規程」

新旧対照表

※下線部分が改定箇所

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">国内商品先物取引 取引規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条(受託契約の締結と本システムの利用)</p> <p>7 当社は、不正資金の流入防止、マネーロンダリング等不正行為の未然防止の観点から、同一名義による複数口座の開設申込あるいは複数口座の保有は認めないこととし、同一名義による複数口座の申込あるいは複数口座の保有が判明した場合には、重複する申込もしくは重複する口座のどちらか一方を、当社の任意により、開設不可もしくは口座閉鎖するものとします。</p> <p style="text-align: center;">第2章 取引ルール</p> <p>第12条(注文の受付と種類)</p> <p>3 　　　　　　　　～省略～</p> <p>(4) 第20条第1項および第4項(純資産額が不足する場合および当社が取扱う商品を上場している商品取引所が定める受託契約準則(以下「準則」といいます。))に基づいて当社が行う建玉処分中である場合</p>	<p style="text-align: center;">国内商品先物取引 取引規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条(受託契約の締結と本システムの利用)</p> <p>7 　　　　　　　　～新設～</p> <p style="text-align: center;">第2章 取引ルール</p> <p>第12条(注文の受付と種類)</p> <p>3 　　　　　　　　～省略～</p> <p>(4) 第21条第1項および第4項(純資産額が不足する場合および当社が取扱う商品を上場している商品取引所が定める受託契約準則(以下「準則」といいます。))に基づいて当社が行う建玉処分中である場合</p>

第 19 条(証拠金にかかる通知および請求)

- 3 当社が別に定める「国内商品先物取引 取引ガイド」4.に定める純資産額（以下、第 21 条ならびに第 23 条において同じ）が未決済の建玉に係る証拠金維持額に不足する場合は、当社から本システムを利用した画面上で取引証拠金の請求を行うとともに、発注済未成立の新規注文の取消を行います。

第 20 条(建玉の処分)

純資産額が未決済の建玉に係る証拠金維持額に不足しているお客様について、当社が定める日時までに以下の対応がなされない場合、当社はおお客様の計算により、不足発生の翌営業日、日中立会開始以降において、任意に建玉の全部を決済できるものとします。なお、市場状況等により建玉の決済がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。

- (1) 証拠金不足額の請求額を請求日の翌営業日 9 時 00 分までに全額、現金にて預託されない場合
- (2) ～削除～

第 21 条(預り証拠金余剰額の返還)

1～3 ～省略～

- 4 第 1 項に定める時限までに証拠金余剰額の返還依頼がなされた場合、お客様から返還を依頼された金額が、その後の相場の変動等により、当営業日の日中立会終了時における返還可能金額を下回るこ
ととなる場合には、証拠金余剰額の返還を行わず、再度お客様より返還可能金額の範囲内で依頼を受付ることとします。

第 19 条(証拠金にかかる通知および請求)

- 3 当社が別に定める「国内商品先物取引 取引ガイド」4.に定める純資産額（以下、第 21 条ならびに第 23 条において同じ）が未決済の建玉に係る証拠金所要額に不足する場合は、当社から本システムを利用した画面上で取引証拠金の請求を行うとともに、未成立の新規注文の取消を行います。

第 20 条(建玉の処分)

純資産額が未決済の建玉に係る証拠金所要額に不足しているお客様について、当社が定める日時までに以下の各号における対応がなされない場合、当社はおお客様の計算により、不足発生の翌営業日、日中立会開始以降において、任意に建玉の全部を決済できるものとします。なお、市場状況等により建玉の決済がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。

- (1) 証拠金不足額の請求額を請求日の翌営業日 9 時 00 分までに預託されない場合
- (2) 証拠金不足額の請求について、当社が定める方法にて処理が行われない場合

第 21 条(預り証拠金余剰額の返還)

1～3 ～省略～

- 4 第 1 項で実際に返還される金額は、返還の依頼があった金額と当社による振込手続の直前の日中立会終了時における返還可能金額のいずれか少ない金額とします。

第 23 条(立替金の請求)

当社では、第 18 条第 7 項に基づく清算後、お客様の口座において帳尻金の損金が残った場合は、本システムのログイン後の画面にて当該金額の表示により立替金請求の通知を行います。お客様は当該金額を本システムのログイン後の画面にて自ら確認いただき、当該金額について当社が指定する日（以下「指定日」といいます。）までに当社指定の銀行口座に振り込むことにより立替金を入金する（以下「入金する」といいます。）ものとします。なお、当社がお預りしている預り証拠金が有価証券のみの場合、または有価証券と一部現金をお預りしている場合、毎営業日の日中立会終了時点で帳尻金が損計算となり、その全額に対する清算ができないときには、お客様が当該金額を本システム画面を通じて自ら確認いただき、当該金額を指定日までに入金するものとします。

～以下削除～

2 前項に定める入金が行われない場合、当社は、国内商品先物取引口座にてお客様よりお預りしている有価証券を当社の任意で出庫した後、当社の証券総合口座にて売却処理（換価処分）を行い、立替金に充当させていただきます。

本項において、お客様が自ら本システム画面を確認されなかったことにより生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 23 条(立替金の請求)

当社では、第 18 条第 7 項に基づく清算後、お客様の口座において帳尻金の損金が残った場合は、本システムのログイン後の画面にて当該金額の表示により立替金請求の通知を行います。お客様は当該金額を本システムのログイン後の画面にて自ら確認いただき、当該金額について当社が指定する日（以下「指定日」といいます。）までに当社指定の銀行口座に振り込むことにより立替金を入金する（以下「入金する」といいます。）ものとします。なお、当社がお預りしている預り証拠金が有価証券のみの場合、または有価証券と一部現金をお預りしている場合、毎営業日の日中立会終了時点で帳尻金が損計算となり、その全額に対する清算ができないときには、お客様が当該金額を本システム画面を通じて自ら確認いただき、当該金額を指定日までに入金するものとします。入金が行われない場合、当社は、当社がお客様よりお預りしている有価証券を換価処分する旨を通知し、通知の 6 営業日以降、換価処分を行い、立替金に充当します。

本項において、お客様が自ら本システム画面を確認されなかったことにより生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

～新設～

3 指定日までに請求した金額の入金がない場合、お客様は、指定日以降における当社の定める日から入金日までの日数に応じ、入金遅延金額に対して年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

4 お客様の保有する国内商品先物取引口座にて立替金が発生した場合であって、国内商品先物取引口座の残高だけでは立替金債務の全額弁済が不可能となった場合には、
当社は、お客様が当社内に保有する全てのサービスに関わる他の商品口座（総合口座、FX 口座等を含むすべてのサブ口座）にて保有する残高を債務の弁済に充当することが出来るものとします。

第 30 条(本規程の変更)

1～3 ～省略～

4 第 2 項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。なお、本規程の改定にご同意いただけない場合は、当社はお客様の本サービスの利用を制限することができるものとし、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。

施行日：平成 30 年 12 月 17 日

納会を迎える限月における建玉の対応について

本通知は、「国内商品先物取引 取引規程」第 20 条 3 項の規定により、当月限における当社の対応を通知するものです。

2 指定日までに請求した金額の入金がない場合、お客様は、指定日以降における当社の定める日から入金日までの日数に応じ、入金遅延金額に対して年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

～新設～

第 30 条(本規程の変更)

1～3 ～省略～

4 第 2 項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

納会を迎える限月における建玉の対応について

本通知は、「国内商品先物取引 取引規程」第 20 条 3 項の規定により、当月限における当社の対応を通知するものです。

<p>1. 本対応が適用される商品について</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引単位と受渡単位が異なる商品 … 銀、パラジウム、ガソリン、灯油 当社が定める商品 … ゴム、一般大豆、コーン、小豆 ※ <u>中京ガソリン、中京灯油、軽油（取扱休止中）</u> <p style="text-align: right;">計 11 商品</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成 30 年 12 月 17 日</p>	<p>1. 本対応が適用される商品について</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引単位と受渡単位が異なる商品 … 銀、パラジウム、ガソリン、灯油、軽油 当社が定める商品 … ゴム、中京ガソリン、中京灯油、一般大豆、コーン、小豆 <p style="text-align: right;">計 11 商品</p>
--	---

「国内商品先物取引 取引ガイド」

新旧対照表

※下線部分が改定箇所

新条文	旧条文
<p>3. 取引の手続き</p> <p>ここでは、商品取引契約の締結について基本的な手続きを説明します。 なお、手続きは、必ずお客様ご自身により行ってください。 <u>※商品先物取引の契約手続きを開始するためには、事前に楽天証券総合口座の開設が必要となります。</u></p> <p style="text-align: center;">～以下省略～</p> <p>4. 証拠金について</p>	<p>3. 取引の手続き</p> <p>ここでは、商品取引契約の締結について基本的な手続きを説明します。 なお、手続きは、必ずお客様ご自身により行ってください。</p> <p style="text-align: center;">～以下省略～</p> <p>4. 証拠金について</p>

《証拠金不足額》

証拠金不足額は、日中立会終了時の帳入値段をもって計算され、繰り越し処理終了をもって (おおよそ 16 時 00 分ごろ) 確定します。

～以下省略～

《証拠金不足を解消するための対処方法》

当社における証拠金不足を解消するための対処方法は、以下の方法によるものです。

- ① 証拠金不足請求後の翌営業日 9 時 00 分までに証拠金不足相当額以上の現金を入金していただき、同時刻までに当社にて着金確認ができた場合
- ② 証拠金不足請求後の翌営業日 5 時 30 分（夜間立会終了時）までに証拠金不足確定時に保有していた全建玉をご自身で決済した場合

③ ～削除～

④ ～削除～

証拠金の預託方法

その 1 : ～省略～

《証拠金不足額》

証拠金不足額は、日中立会終了時の帳入値段をもって計算され、繰り越し処理終了をもって (おおよそ 16 時 15 分ごろ) 確定します。

～以下省略～

《証拠金不足を解消するための対処方法》

当社における証拠金不足を解消するための対処方法は、以下 4 つの方法によるものです。

- ① 証拠金不足請求後の翌営業日 9 時 00 分までに証拠金不足相当額以上の入金をしていただき、同時刻までに当社にて着金確認ができた場合
- ② 証拠金不足請求後の翌営業日 5 時 30 分（夜間立会終了時）までに証拠金不足確定時に保有していた全建玉を決済した場合
- ③ 証拠金不足請求後の翌営業日 5 時 30 分（夜間立会終了時）までに建玉の一部決済または 一部入金を行い、その時点において純資産額が証拠金所要額を上回った場合
- ④ 証拠金不足請求後の翌営業日 9 時 00 分時点の計算において、純資産額が証拠金所要額を上回った場合

証拠金の預託方法

その 1 : ～省略～

その 2 : リアルタイム入金による入金方法について

証拠金不足請求発生後、入金期限（発生日の翌営業日の 9 時 00 分）までに入金手続きを確実に行うには（入金期限までに当社側で着金を確認できることが条件となります。）、当社のパソコン用の取引ツール「マーケットスピード CX」にて「リアルタイム入金」機能を利用できるようにご準備いただく必要があります。

当社のリアルタイム入金機能が利用できる提携銀行（三井住友・三菱東京 UFJ・みずほ・ジャパンネット・楽天銀行）のインターネットバンク口座を保有されていない場合、事前にご準備いただくことを強く推奨いたします。

※注) リアルタイム入金はパソコンによる取引ツール「マーケットスピード CX」において利用が可能です。
スマートフォン用のアプリ「iSPEED CX」ではご利用いただけませんのでご注意ください。

その 2 : 即時入金（クイック入金）による入金方法について

証拠金不足請求発生後、入金期限（発生日の翌営業日の 9 時 00 分）までに入金手続きを確実に行うには（入金期限までに当社側で着金を確認できることが条件となります。）、当社の「即時入金（クイック入金）」機能を利用できるように備えておく必要があります。

当社の即時入金機能が利用できる提携銀行（三井住友・三菱東京 UFJ・みずほ・ジャパンネット・楽天銀行）のインターネットバンク口座を保有されていない場合、事前にご準備いただくことを強く推奨いたします。